

議案第 28 号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 16 年 6 月 25 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会  
会 長 相 川 宗 一

項目	下水道事業の取扱い
下水道事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

下水道使用料	さいたま市の制度に統一する。
下水道受益者負担金	さいたま市の制度に統一する。
私道内排水設備布設工事費補助金	さいたま市の制度に統一する。
水洗便所設備資金	さいたま市の制度に統一する。

議案第 28 号関係（下水道事業の取扱い）

現 況		
さいたま市		岩槻市
1 下水道使用料		1 下水道使用料
(1) 使用料体系（1か月につき）		(1) 使用料体系（2か月につき）
ア 一般（累進逓増制）		ア 一般（累進逓増制）
区分	汚水排水量（ $m^3$ ）	単価（円）
基本料金	1 から 10 まで	550
超過料金 （ $1 m^3$ につき）	10 を超え 30 まで	65
	30 を超え 50 まで	75
	50 を超え 100 まで	90
	100 を超え 200 まで	110
	200 を超え 500 まで	120
	500 を超え 1,000 まで	140
	1,000 を超え 5,000 まで	150
	5,000 を超えるもの	160
（使用料は、汚水排水量に応じて得た額を合算し、その額に 100 分の 105 を乗じて算定した額）		（使用料は、汚水排水量に応じ表の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に 100 分の 105 を乗じて算定した額）
イ 公衆浴場（処理区域内） 1 $m^3$ につき 18 円を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて算定した額		イ 公衆浴場（処理区域内） 1 $m^3$ につき 60 円を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて算定した額
ウ 水道水以外の使用（一般家庭） 1 人につき 1 か月 6 $m^3$ とする。  水道水と水道水以外の水を併用した場合の水の使用料は、井水等使用水量から併用水道使用水量を減じて得た水量とする。		ウ 井戸水等使用（一般家庭） 1 世帯 4 人までは 2 か月 40 $m^3$ とし、1 人増すごとに 10 $m^3$ を加える。  水道水との併用使用規定なし
2 下水道受益者負担金		2 下水道受益者負担金
(1) 負担区	第 1 負担区～第 26 負担区	(1) 負担区 第 1 負担区～第 7 負担区
(2) 徴収方法	20 回（年 4 回×5 年）	(2) 徴収方法 3 回（年 1 回×3 年）
(3) 納 期	6 月、9 月、12 月、3 月	(3) 納 期 1 1 月
(4) 前納報奨金	2%（最低）～20%（最高）	(4) 前納報奨金 なし
(5) 徴収猶予	農地 2 年（再猶予なし） 生産緑地指定農地 生産緑地法第 10 条の規定による買取の申出を行うまでの期間	(5) 徴収猶予 農地 5 年（再猶予 2 年） 生産緑地指定農地 30 年以内

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>3 私道内排水設備布設工事費補助金</p> <p>(1) 交付対象 私道に排水設備を設置する者</p> <p>(2) 補助額 排水設備工事費等に要する経費として市長が認定する額</p> <p>4 水洗便所設備資金貸付金</p> <p>(1) 貸付対象 公共下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する工事</p> <p>(2) 貸付限度額 50万円</p> <p>(3) 貸付利子 無利子</p> <p>(4) 償還方法 貸し付けた月の翌月から36月以内の月賦償還</p> <p>(5) 延滞利息 7.3%</p>	<p>3 私道内排水設備布設工事費補助金</p> <p>(1) 交付対象 なし ただし、複数者による申請がある場合は、公費で市が施工する。</p> <p>(2) 補助額 なし</p> <p>4 水洗便所設備資金融資あっせん</p> <p>(1) あっせん対象 公共下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する工事</p> <p>(2) 融資あっせん限度額 1件50万円まで ただし、1所有者につき4件まで</p> <p>(3) 利子補給 年利5%を超える部分に相当する額を利子補給</p> <p>(4) 融資あっせんの条件 融資あっせんを受けた月の翌月から36月以内の月賦償還</p>